

## 設計図書等の質問に対する回答

件名	高速4号線 沼田料金所軸重計設備更新工事		課名	広島高速道路公社
				総務部 保全課
受付日	令和3年2月18日、19日		回答日	令和3年3月1日
No.	質問事項		回答	
※特記仕様書				
1	<p>【1】 2-4P 2-11 関連官公署及び関係会社への手続及び協議について 「施工及び試験調整に必要な工事用電力及び水等は受注者の負担とする。(既設更新の物は除く)また、申請及び契約等に係る諸経費についても受注者の負担とする。」とありますが、試験調整時は機器が正常動作しているかを含めて確認するため、通常運用時の電源設備での確認をすと認識しています。試験調整時にも電源を別に電力を用意する必要があるのでしょうか？ 発動発電機を使用した場合に通常電源でないため、通常電源使用時での動作を保証できないと考えています。</p>		<p>当該工事は、既設更新工事であるため、試験調整時に必要な工事用電力及び水等は公社負担とします。</p>	
※軸重計設備機器仕様書 撮像機設備機器仕様書				
2	<p>【1】 26P 4-9-2. 構成 表下の※印に「上記構成は「4-10-3. 機能」を満足する……」とありますが、「4-10-3. 機能」はこの仕様書にはありません。「4-9-3. 機能」と解釈してよいでしょうか？</p>		<p>ご指摘のとおりです。</p>	
3	<p>【2】 受注後に仕様協議を行い修正するとの記載があります。 ①変更不可の仕様はないと理解してよいでしょうか？ それとも、絶対に順守する必要のある仕様あるでしょうか？ 例)18P 4-5-10. 機能仕様 (2) 計測機能 2)計測可能速度に「0～40(km/h)(80km/hまでは処理可能)とあります。 ②計測可能速度は4～40km/h、精度保証速度は10～40km/hと解釈してよろしいでしょうか。 ③また、80km/hでの処理可能とありますが、弊社機器で、この場合はセンサの設置方法が異なるため40km/hで設置した場合は80km/hでの計測は出来ません。これは認められますでしょうか。</p>		<p>①4-5-1に記載のとおり、その他の方式の場合、受注後、仕様協議を行い、その他の方式の仕様に修正します。 ②ご指摘のとおりです。 ③40～80km/hの場合は精度は求めませんが、計測処理は求めます。</p>	
4	<p>【3】 4P 2-2. 装置の概要 “ナンバープレート及び運転者の顔付近を撮像可能にし”とありますが、画像の記録蓄積方法は照会ができれば任意と理解します。(例、ナンバープレートと運転者の顔が別ファイルなど)</p>		<p>ご指摘のとおりです。</p>	
5	<p>【4】 5P 2-3. 機器構成 ①その他の方式で更新する場合、設備構成の見直しを行うものとする。“とあるが、表の項目をすべて書き替える(構成を変更)ことが可能と理解してよろしいでしょうか？ ②また、機器構成を変更した場合、3項 共通事項もすべて書き換え可能と理解してよろしいでしょうか？ となりますか？</p>		<p>①②ご指摘のとおりです。 ただし、特記仕様書のとおり、変更は可能ですが、変更の手順として、公社は軸重計の機能等について問題がないことの確認を行い、機能承諾します。</p>	
6	<p>【5】 10P 3-15. インタフェース ①(1)(2)の仕様書(案)開示いただけませんか？ 見積上、必要となります。 ②落札者決定前にご開示いただくことが困難な場合は受注後に 1) インターフェースの開示は無償であること。 2) 既設機器メーカー様によるインタフェースの技術的疑問についての質疑応答への対応は無償であること の2点についてご了承をお願いします。</p>		<p>①契約後、開示します。 ②了承します。</p>	
7	<p>【6】 11P 4-1 軸重検出部 ①その他の方式の場合、受注後、仕様協議をおこないその他の方式の仕様に修正することとありますが、すべての項目を修正することができるのでしょうか？ ②また、修正できない項目はありますか？</p>		<p>①No.5と同様です。 ②修正できない項目もありますが、具体的な項目については受注後、問題がないことを確認し承諾します。</p>	
8	<p>【7】 13P 4-3 接続箱 その他の方式の場合、受注後、仕様協議をおこないその他の方式の仕様に修正することとありますが、すべての項目を修正することができるのでしょうか？ また、修正できない項目はありますか？</p>		<p>No.7と同様です。</p>	
9	<p>【8】 15P 4-4-4(4) インターフェース部 無電圧接点接続の電氣的仕様を開示してください。機器見積に必要です。</p>		<p>別添資料のとおりです。</p>	

質問事項及び回答

10	<p>【9】 16P 4-5 指示制御装置          その他の方式の場合、受注後、仕様協議をおこないその他の方式の仕様に修正すること          ありますが、すべての項目を修正することができるのでしょうか？          また、修正できない項目はありますか？</p>	No.7と同様です。
11	<p>【10】 P20 4-5-11. 他設備との取合い          (2)指示制御装置から軸重計データ整合装置への出力項目          ①指示制御装置から軸重計データ整合装置への出力項目を含めたインタフェース仕様は          受注後の仕様協議を行うと理解してよいでしょうか？          ②既定インタフェース仕様が存在する場合は、指示制御装置と電力系遠方監視制御設備          とのインタフェース仕様書の開示をお願いします。          見積上、必要となります          先述と同様に落札者決定前にご開示いただくことが困難な場合は受注後に          1) インタフェースの開示は無償であること。          2) 既設機器メーカー様によるインタフェースの技術的疑問についての質疑応答への対応は          無償であること          の2点についてご了承をお願いします。</p>	<p>①ご指摘のとおりです。          ②No.6と同様です。</p>
12	<p>【11】 P20 4-5-11. 他設備との取合い          (3)指示制御装置から電力系遠方監視制御設備への出力項目          指示制御装置と電力系遠方監視制御設備とのインタフェース仕様書の開示を願いま          す。          既定インタフェース仕様が存在する場合は、指示制御装置と電力系遠方監視制御設備          とのインタフェース仕様書の開示をお願いします。          見積上、必要となります          先述と同様に落札者決定前にご開示いただくことが困難な場合は受注後に          1) インタフェースの開示は無償であること。          2) 既設機器メーカー様によるインタフェースの技術的疑問についての質疑応答への対応は          無償であること          の2点についてご了承をお願いします。</p>	No.6と同様です。
13	<p>【12】 21P 4-7 調整操作装置          その他の方式の場合、受注後、仕様協議をおこないその他の方式の仕様に修正すること          ありますが、すべての項目を修正することができるのでしょうか？          また、修正できない項目はありますか？</p>	No.7と同様です。
14	<p>【13】 25P 4-8-4 赤外線カメラ 仕様 2)カメラ部          映像端子 1/2.8型CMOSとありますが、映像素子の誤記でしょうか？          また、1/1.8型や1/3型でもよろしいでしょうか？</p>	<p>誤記ではありません。          No.5と同様です。</p>
15	<p>【14】 25P 4-8-4 赤外線カメラ 仕様 2)カメラ部          解像度 1600×1200以上とありますが、映像素子の画素数のことでしょうか？          カメラの映像出力表示の仕様もしくは、記録される画像データの仕様のことでしょうか？</p>	「解像度1600×1200以上」はカメラの記録画素数です。
16	<p>【15】 26P 4-8-4 赤外線カメラ (3)電源ブルボックス          構造 SUS完全防水とありますが、防水規格(IPコード)では、いくつでしょうか？          IP×3等、メーカーの仕様でよろしいでしょうか？</p>	<p>ブルボックス仕様を次のとおりです。          「SUS完全防水型」とは、「国交省、SUS、          防水型」を指します。</p>
17	<p>【16】 27P 4-8-3 画像記録装置 (4)機能詳細 1)車両情報認識機能 (C)          正規プレートでない場合とありますが、旧表示のプレートも対象外でよろしいでしょうか？          旧表示とは、「広」、「島」、「岡」等の一文字表示のプレートです。</p>	旧表示は対象外です。
18	<p>【17】 27P 4-8-3 画像記録装置 (4)機能詳細 2)データ記録機能          動画を含む画像データとありますが、1つの画像データの記録時間の仕様は、ありま          いか？          仕様のご指定がない場合は、メーカーによる提案でよろしいでしょうか？</p>	仕様は定めていないので承諾事項としま す。
19	<p>【18】 項目の説明文に「受注後に仕様協議を行い修正する」のような記載が随所にありま          す。この記載が無い装置もあります。軸重計システムとして機能が実現できるのであれ          ば、すべての項目にて仕様変更させていただけるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	No.5と同様です。
※設計図		
20	<p>【1】 図番6/20 (注記)1          「機器仕様に記載する軸重最大測定値、精度を満足する場合」とありますが、          4-5-10. 機能仕様 (2)計測機能 1)計測範囲で示す軸重量の最大値30.0t、          3-2-2 その他方式 (1)荷重精度 ±10%FS以内と理解してよいでしょうか？</p>	ご指摘のとおりです。
21	<p>【2】 図番6/20 (注記)6          L6と記載がございますが、L4のことでしょうか？</p>	ご指摘のとおりです。
※試験調整について		
22	<p>試験調整を実施するにあたり、車両総重量および軸重の真値を測定する必要がある          あります。          車両総重量を計量するための車重計を拝借することは可能でしょうか？          また、軸重の真値を測定するためのマットスケールを拝借することは可能でしょうか？</p>	車重計、マットスケールともに当公社か ら貸与できません。

【車両検知器の無電圧接続の電氣的仕様について】

車両検知器からの接点出力信号を上位機器（撮像機及び指示制御装置）に伝送する機能を有するものとし、インターフェース仕様は下記によるものとする。

- 1) 出力形式 無電圧接点出力
- 2) 駆動電圧 上位機器のインターフェース仕様による
- 3) 駆動電流 上位機器のインターフェース仕様による
- 4) 絶縁方式 上位機器のインターフェース仕様による

